

コロンビア政治情勢（3月分）

1 概要

【内政】

- 7日 除草剤の空中散布に関する公聴会の実施
- 8日 元FARC幹部の取扱いに関する行政監察庁の見解
- 10日 ドウケ大統領による和平特別司法制度（JEP）基本法に対する一部反対の表明
- 12～31日 先住民によるストライキ
- 14日及び21日 国連人権高等弁務官事務所及び米州人権裁判所による人権状況に関する報告書
- 28日 FARCの無申告財産の取扱いに対する憲法裁判所の判決

【外交】

- 2～8日 トウルヒージョ外相の欧州訪問（於：スペイン、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー及びデンマーク）
- 5日 ベネズエラ避難民への入国緩和措置
- 10日 リマ・グループによる声明発出
- 12～15日 トウルヒージョ外相による国際機関に対するJEP基本法の一部反対に関する説明（於：ニューヨーク及びハーグ）
- 18～19日 バレーラ・パナマ大統領の当地訪問
- 19～21日 ドウケ大統領及びトウルヒージョ外相のチリ公式訪問
- 22日 PROSUR創設のための南米首脳会合の開催（於：チリ）
- 26日 ノルウェー外相の当地訪問
- 28日 コロンビア国際協力グループ会合
- 29日 トウルヒージョ外相のメキシコ訪問

2 本文

【内政】

1 除草剤の空中散布に関する公聴会の実施

7日、憲法裁判所は、違法作物根絶のための除草剤の空中散布に係る関係機関及び専門家の意見聴取のため、公聴会を実施した。違法作物の根絶に関し、サントス前大統領は、自発的代替栽培を推進すべき、除草剤グリホサートの散布は効果の低いメカニズムであると主張した。一方、ドウケ大統領は、憲法裁判所の判決（人体への被害がないということ）を明確にするデータが示されるまで、グリホサートの空中散布を中止する）中の条件を満たせることから、あくまで公共秩序の強化のため、適切な予防策を講じつつ、違法作物対策としてグリホサートの使用を許可するよう求めた。

2 元FARC幹部の取扱いに関する行政監察庁の見解

行政監察庁は、米国に身柄引き渡しを請求されている元FARC幹部「ヘスス・サントリッチ」の取扱いに係る判決は、同氏の麻薬密輸容疑は、最終和平合意後に掛けられているため、和平特別司法制度（JEP）ではなく、最高裁判所においてなされるべきであるとの見解を示した。

3 ドウケ大統領によるJEP基本法に対する一部反対の表明

10日、全国放送を通じ、ドウケ大統領はJEP基本法の一部に反対を表明して同法案を立法府に差し戻す旨発表した。反対条項は、第7条（総合的な被害者への補償）、第19条2パラ（国際犯罪の最高責任者）、第63条第8項（将来の和平交渉に関する行政府権限の保護）、第79条第J項の3（通常裁判の停止）、第150条（身柄引渡し）及び第153条（身柄引渡し）の6つである。

4 先住民によるストライキ

12～31日、先住民互助団体「ミンガ」は、バジェ・デル・カウカ県、カウカ県及びナリーニョ県を横断するパナアメリカ道路を封鎖するストライキを行った。「ミンガ」は、同ストライキの争点として、土地へのアクセス、社会活動家の暗殺への対応、石油採掘に係るフラッキング（水圧破碎法）の禁止、ベネズエラ避難民問題及び和平合意の履行などを挙げている。

5 国連人権高等弁務官事務所及び米州人権裁判所による人権状況に関する報告書

14日、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、コロンビアの人権状況に関する年間報告書を発表した。同報告書は、2018年の市町村の殺人率が48%増となったこと、また高い無処罰率に警告を発している。地方における司法アクセスの欠如、アラウカ県、カケタ県、カウカ県、ナリーニョ県及びトリマ県における検察庁のプレゼンスの低さが主な懸念点である。また、人権活動家の暗殺状況を強調し、2018年は110人の人権活動家が殺害され、そのうちの27%が先住民女性である旨報告した。さらに21日、米州人権裁判所も年間報告書を発表し、コロンビア、ニカラグア及びベネズエラにおける人権状況に対する懸念を示した。

6 FARCの無申告財産の取扱いに対する憲法裁判所の判決

28日、憲法裁判所は、申告がなされなかったFARCの財産の取扱いを検察庁に委ねる旨の判決を下した。また、FARCの財産は紛争被害者のために用いられるべきであると述べた。FARCの財産は、司法機関（25%）、検察庁（25%）、警察機関（10%）及び刑務所施設（40%）にそれぞれ分配される旨が財産差押法によって定められている。

【外交】

1 トウルヒージョ外相の欧州訪問（於：スペイン、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー及びデンマーク）

2日、トウルヒージョ外相は、ボレル・スペイン外相と二国間会談を行った。「ト」外相は「二国間の関心事項について議論した。ベネズエラ情勢に関し、ボゴタで開催されたリマ・グループ会合の結果を伝えるとともに、国際社会によるグアイド暫定大統領への支持の重要性を強調した。」旨述べた。5日、「ト」外相は、ティモ・ソイニ・フィンランド外相と二国間会談を行った。同会談では、経済、政治、通商といった二国間のテーマの他に地域的事項及び多国間事項が議題に挙げられた。6日、「ト」外相は、ノーレン・スウェーデン国会議長と会合を行った。同会合では、ベネズエラ情勢及びコロンビアにおける安定化と平和的共存プロセスが議題に挙げられた。「ト」外相は、スウェーデン及び国際社会からの支援を受けているコロンビアと近隣諸国のベネズエラ避難民問題の対応に関する説明を行った。また、グアイド暫定大統領への国際社会からの支持の重要性を強調した。7日、「ト」外相は、ソルベルグ・ノルウェー首相と会合を行った。同会合では、コロンビアにおける安定化と平和的共存プロセス、ベネズエラ避難民問題、二国間及び多国間における事項が扱われた。「ト」外相は、前政権及びFARC間で署名された和平合意は、正当性及び合法性を担保するため、いくつかの修正点を加えつつ、ドゥケ大統領の下で推進していく旨述べた。8日、「ト」外相は、アナス・サムエルセン・デンマーク外相と会談を行った。同会談において、「ト」外相は、デンマークによるコロンビアにおける安定化と平和的共存プロセスに対する技術協力及び資金援助に感謝の意を表明した。

2 ベネズエラ避難民への入国緩和措置

5日、外務省は2019年決議第0872号を通じ、有効期限が切れているパスポートを所持しているベネズエラ人であっても、入国を許可する旨発表した。同決議は3月7日以降より有効となる。

3 リマ・グループによる声明発出

10日、リマ・グループのメンバーであるアルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、チリ、グアテマラ、ホンジュラス、パナマ、パラグアイ及びペルー政府は、長年にわたりベネズエラ国民が直面する貧困、日常生活に影響する無数の問題に加え、50時間以上にわたる停電により影響を受けている何百万ものベネズエラ国民に対し連帯の意を表すとの声明を発出した。

4 トウルヒージョ外相による国際機関に対するJEP基本法の一部反対に関する説明（於：ニューヨーク及びハーグ）

12日、トゥルヒージョ外相は、グテーレス国連事務総長と会合し、ドゥケ大統領によって提示されたJEPの実施規則を制定するための基本法（ley estatutaria）全159条のうち、6条に対する反対について説明を行った。また15日、ベンソーダ国際刑事裁判所（ICC）検察官と会合を行い、同様の説明を行った。

5 バレーラ・パナマ大統領の当地訪問

18～19日、バレーラ・パナマ大統領がコロンビアを訪問し、ドゥケ大統領と会談を行った。同会談において、「バ」大統領は、ベネズエラで起こっている人道危機の平和的かつ民主的な解決を模索するドゥケ大統領のリーダーシップ及びコロンビアによる約100万人のベネズエラ避難民の受入れに対し、賞賛の意を表した。また、コロンビア政府及びパナマ政府は、安全保障分野の二国間協力に係るMOUの署名を行った。同MOUには、テロリズム及び麻薬取引の対策、天然資源保護、人道支援、災害リスク管理、サイバー安全保障及び国境、領土、領海及び領空のコントロールといった事項が謳われている。さらに、「バ」大統領は、両国間の電子コネクティビティを促進する合意に達した旨を賞賛した。同合意には、クルーズ船の目的地であるカルタヘナや今後の目的地となりうる、ブエナVENTOURAとの協働といった観光分野における協力が含まれている。また、観光客数増加に向け、ボゴタ・欧州間のコネクティビティ、パナマ、米州大陸、アジア及び欧州間のコネクティビティを活用したハブ機能の強化が挙げられている。

6 ドゥケ大統領及びトゥルヒージョ外相のチリ公式訪問

19日、トゥルヒージョ外相は、チリを公式訪問しアンブレロ・チリ外相と会談を行った。20日、両国の外相及び国防大臣が参加した会合が開催された。同会合において、協カメカニズム及び政策協議についての議論が行われ、地域的事項、女性の地位向上、和平、安全保障、サイバーセキュリティ、対人地雷除去、人道支援及び災害対策といった事柄が強調された。21日、「ト」外相はCono Sur（ブラジル、チリ、アルゼンチン、パラグアイ及びウルグアイ）諸国の代表者らと会合を行った。同日、ドゥケ大統領はピニェラ・チリ大統領の歓迎を受け、その後、拡大会合が開催された。同会合では、政治経済、協力及び安全保障に係る議論が交わされた。

7 PROSUR創設のための南米首脳会合の開催（於：チリ）

22日、南米諸国連合（UNASUR）に代替する地域機構フォーラム「PROSUR」の発足を目的とした南米首脳会合がチリ・サンティアゴで開催された。同会合には、チリ、コロンビア、アルゼンチン、ブラジル、エクアドル、ペルー、パラグアイ、ボリビア、スリナム、ウルグアイ及びガイアナの各国代表者が参加した。

8 ノルウェー外相の当地訪問

26日、ソーライデ・ノルウェー外相は、コロンビアを訪問し、ドゥケ大統領と会合を行った。同会合において、ドゥケ大統領は、「ソ」外相に対し、国連マルチパートナー信託基金を通じたコロンビアにおける安定化と平和的共存プロセスへの支援に感謝の意を述べた。また、ベネズエラ避難民及び同国の情勢が議題に挙げられた。

9 コロンビア国際協力グループ会合

28日、トゥルヒージョ外相は、2019年第一回目のコロンビア国際協力グループ会合を開催した。同会合では、国家戦略に基づいた国際協力支援の実施に関し、ノルテ・デ・サントアンデール県カタトゥンボ地区における（国際支援の）優先度及び必要性の高さが強調された。

10 トウルヒージョ外相のメキシコ訪問

29日、トゥルヒージョ外相はメキシコを訪問し、エブラル・メキシコ外相と会談を行った。同会談では、6月26日から28日にコロンビアのメデジン市で開催予定の第49回米州機構（OAS）総会、5月9日よりメキシコで開催予定の第2回コロンビア・メキシコ戦略関係委員会及び双方が関心を有する地域的テーマが議題に挙げられた。